

## 国直轄による除染関連事業について

警戒区域等の国の直轄除染対象地域における除染関連事業は、以下の3ステップで進めていく。

### 1. 除染実証モデル事業【平成23年11月～】

- 警戒区域等の高線量かつ長期間無人の地域における、①新技術も含めた有効な除染方法、②作業員の安全管理の進め方、③モニタリング方法、等の知見を集めることを目的として、警戒区域等において除染実証モデル事業を実施。

11月28日～ 大熊町（大熊町役場周辺）／ 12月4日～ 葛尾村（葛尾村役場周辺）  
／ 12月7日～ 川内村（貝の坂地区）、田村市（地見城地区）、川俣町（坂下地区）  
／ 12月16日～ 浪江町（津島地区）／ 12月17日～ 飯舘村（草野地区）

※ その他の地域についても準備が整ったところから随時除染作業開始

### 2. 先行除染事業【平成23年12月～】

- 本格的な除染事業を開始するにあたり、除染作業に必要な資機材の保管や作業員の休憩場所等として活用する役場やインフラ設備等の先行的除染事業を実施。

12月7日～12月19日：自衛隊による役場の除染

（檜葉町、富岡町、浪江町、飯舘村）

1月末～：環境省による役場周辺施設、インフラ設備等の除染

### 3. 本格除染事業【平成24年3月末～】

- 平成24年3月末を目途に、準備が整った警戒区域・計画的避難区域の11市町村において、国による本格的な除染事業を順次開始。